告 示

埼玉県告示第千百八十一号

規 定による処分をしたので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号。 次のとおり公告する。 以 下 法」 とい う。 $\overline{}$ 第二十 八条第三項 \mathcal{O}

平成二十八年九月六日

埼玉県 知 事 上 田 清 司

処分をした 年月 日

平成二十八年九月二日

処分を受けた者の商号、 主たる営業所の 所在地 及び 代表者の氏名並 び に !許可番

号

イ 商号

有限会社 堀川 Ï 務店

主たる営業所 \mathcal{O} 所在 地

口

埼玉県上尾市平方五百六番地

ハ 代表者の氏名

堀川 敏男

= 許可番号

埼玉県知事許可 (般 二十七) 第四六七〇八号

三 処分の 内容

法第二十八条第三項 \mathcal{O} 規定に基づく営業の停 止

1 停 止 を命ずる営業 0 範囲

建設業の営業の 全 部

口 停 止 を命ずる期 間

平成二十八年九月 十六 日 カュ 5 九 月三十日 まで \mathcal{O} +五. 日 間

兀 処分の原因となった事実

有限会社堀川工務店 は、 埼玉県 さいたま市 内 \mathcal{O} 民 間 工事を下 請するに当たり、

偽 造した建設業許可通知書(写し)を元請業者に提出し、 当該工 事を請け 負った。

このことは、 建設業法第二十八条第一項第二号に該当する。